

デジタル庁
令第十七号
○
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年八月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第二条 法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることよって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
九十五 市町村長 〔略〕	〔略〕	市町村長	〔略〕
			母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であつて第九十七条で定めるもの

第九十七条 第二条の表九十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 母子保健法第九条の二第一項の母子保健に関する相談及び同条第二項の支援に関する事務
当該相談及び支援に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る同条第一項の規定による相談、同条第二項の規定による支援、第十条の規定による保健指導、第十一条の規定による訪問指導、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の規定による健康診査、第十七条第一項の規定による訪問指導、第十七条の二の規定による産後ケア事業又は第十九条の規定による訪問指導（以下この条において「乳幼児健康診査等」という。）に関する情報
- 二 母子保健法第十条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務
当該保健指導の実施又は勧奨に係る妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査等に関する情報
- 三 母子保健法第十一条の新生児の訪問指導に関する事務
当該訪問指導に係る乳児に係る乳幼児健康診査等に関する情報

〔四・五 略〕

改正前

第二条 〔同上〕

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
九十五 市町村長 〔同上〕	〔同上〕	市町村長	〔同上〕
			母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であつて第九十七条で定めるもの

第九十七条 〔同上〕

- 一 母子保健法第九条の二第一項の母子保健に関する相談及び同条第二項の支援に関する事務
当該相談及び支援に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る同法第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査（以下この条において「乳幼児健康診査等」という。）に関する情報
- 二 母子保健法第十条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務
当該保健指導の実施又は勧奨に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査等に関する情報
- 三 母子保健法第十一条の新生児の訪問指導に関する事務
当該訪問指導に係る乳児に係る同法第十三条第一項の規定による乳児に対する健康診査に関する情報

〔四・五 同上〕

<p>六 母子保健法第十七条第一項の妊産婦の訪問指導又は勸奨に関する事務 当該訪問指導又は勸奨に係る妊産婦に係る乳幼児健康診査等に関する情報</p> <p>七 母子保健法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施に関する事務 当該事業の実施に係る出産後一年を経過しない女子及び乳児に係る乳幼児健康診査等に関する情報</p> <p>八 母子保健法第十九条の未熟児の訪問指導に関する事務 当該訪問指導に係る乳児に係る乳幼児健康診査等に関する情報</p> <p>九 〔略〕</p>	<p>六 母子保健法第十七条第一項の妊産婦の訪問指導又は勸奨に関する事務 当該訪問指導又は勸奨に係る妊産婦に係る同法第十三条第一項の規定による妊産婦に対する健康診査に関する情報</p> <p>〔新設〕</p> <p>七 母子保健法第十九条の未熟児の訪問指導に関する事務 当該訪問指導に係る乳児に係る同法第十三条第一項の規定による乳児に対する健康診査に関する情報</p> <p>八 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この命令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。